

研究会における運営の透明性の確保について（案）

「審議会等の透明化・見直し等について（平成7年9月29日）閣議決定」の趣旨に則り、研究会の運営の透明性を確保するため、以下のとおり取り扱うものとする。

1 会議について

会議は、原則公開とする。

ただし、各事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合又は、取りまとめ等の際、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合については、非公開とする。

2 会議資料について

(1) 取扱い

研究会の会議資料は、原則公開とする。

ただし、各事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱っている資料については、非公開とする。

(2) 公開方法

研究会事務局において、一般の閲覧を受け付ける。

3 議事録又は議事要旨について

(1) 取扱い

議事録又は議事要旨については、原則公開とする。

ただし、各事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合については、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とする。

(2) 公開方法

議事録又は議事要旨については、研究会終了後、可及的速やかに公開することとし、研究会事務局において一般の閲覧を受け付ける他、インターネット上の総務省のホームページに掲載する。

(参考)

審議会等の透明化、見直し等について
(平成7年9月29日閣議決定)抜粋

審議会等の設置及び運営に関し、透明な行政運営の確保、行政の簡素化・効率化等を図るため、下記の措置を講ずる。

記

1～3 (略)

4 審議会等の公開

- (1) 審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、一般の審議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。
- (2) 一般の審議会は、特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。
- (3) 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、各省庁は、一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータネットワークへの掲載に努める。

5 (略)